

新潟市広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が保有する公有財産、物品、印刷物等（以下「市有財産」という。）を広告媒体として有効に活用し、市の新たな財源を確保することにより、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 印刷物、WEBページ、施設その他の市有財産のうち広告を掲載することが可能なものをいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第3条 次のいずれかに該当する広告は、広告掲載をしない。

- (1) 法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性又は宗教性があるもの
- (5) 社会問題についての主義主張に係るもの
- (6) 個人若しくは団体等の名刺広告に係るもの
- (7) 景観又は風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念を抱かせ、又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

2 前項に掲げる広告に該当するかどうかの基準は、別に定める。

(広告媒体の選定等)

第4条 市長は、広告掲載を行う場合、広告媒体ごとに次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 広告媒体の種類
- (2) 広告の規格、掲載位置及び掲載期間
- (3) 広告掲載料
- (4) 広告の募集方法及び選定方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告の募集及び契約を行うにあたり必要な事項
(広告審査委員会)

第5条 市長は、広告掲載を適正に行うため、新潟市広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、広告掲載の可否その他広告掲載に関し必要な事項を審査する。
- 3 委員会は、財務部長、政策企画部政策調整課長、政策企画部広報課長、市民生活部消費生活センター所長、教育委員会地域教育推進課長及び財務部財務企画課長で構成し、委員長には財務部長をもって充てる。
- 4 前項に規定する者のほか、委員長は、必要に応じ、広告媒体及び審査する広告の内容に関する事項を所管する課の長を委員として加えることができる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、広告内容等に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 委員会の会議は、委員長及び委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、広告を掲載するそれぞれの広告媒体を所管する課の長を委員会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

6 委員長は、必要に応じ、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、財務部財務企画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、財務部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行にかかわらず、既に募集を行っている媒体については、平成23年3月31日までに掲載を承諾した分について、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。